

ブレインワークス
Sailing Master 編集部

最前線ビデオ

カナリア書房

中国ビジネスに成功する 特許取得

製品の販売、製造を中国で行うならば、企業は最初に自社技術を特許で守らなければならない。生産の下請け国から「物づくりの国」へと成長した中国で日本企業がビジネスを行う上で、特許は大きな意義を持つ。中小企業でも言葉の壁と商習慣の壁を乗り越えて有効な特許を取得し、活用するための実務サポートと共に、知的財産教育にも力を入れているのが日本アイアール株式会社だ。日本企業の持つ特許の弱点とその克服について矢間伸次氏に聞いた。

理解できる特許仕様書作成で有効な特許取得をサポート

日本アイアール株式会社（以下、日本アイアール）は、国際的に活動する企業の特許取得関連を強力にサポートする業務を展開している。特に中小企業の特許取得に関して強い思い入れがあり、さまざまなかたちで有効な特許取得や知的財産活用を推進する。

代表取締役の矢間伸次氏は、若いころに株式会社リコーでマイクロフィルム関連製品の事業部に在籍していた。特許庁が発行する「特許公報」をマイクロフィルムで扱う業務に従事するうちに、特許の知識を身に付けたという。

長く特許にかかわってきた矢間氏は、日本の特許の仕組みは大企業向けに偏っていると指摘する。

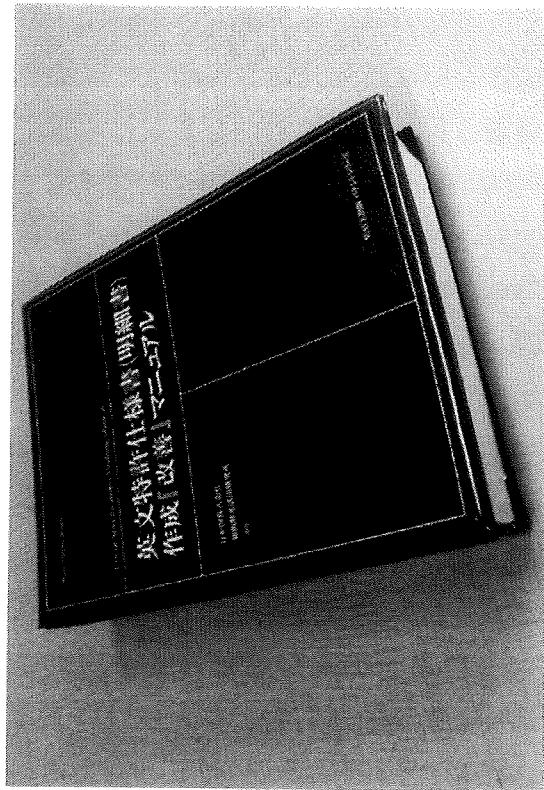
「大企業には法務部もあり、知的財産の専門家がたくさんいます。こうした専門家が書類（特許出願明細書）をつくるわけです。しかし中小企業には専門家がいません。特許を取るべき技術があつても気付かないこともありますし、申請しようと考えた場合には外部の弁理士を頼ることになります。しかし経験の少ない中小企業はいい弁理士を選ぶ基準を知りません。結果的にあまりいい特許出願明細書がつくれていないケースが多くあります」

矢間氏のいう「できの悪い特許出願明細書」とは、肝心な部分が明確になつておらず、難解な言葉を多く使った情緒的な文章で書き綴られたものを指す。

「日本では弁理士は法律の専門家だと思われていますが、本当は技術の専門家でなければいけません。理系の職業なのです。特許出願明細書も技術を明確に説明する理系のレポートに法律的な部分が付加された構成であるべきです。日本の審査官は非常に優秀で、技術についても勉強した上で特許出願明細書を読み解いてくれるので特許出願明細書のできが悪くとも特許は取れます。海外進出時に大きな障害になります」と矢間氏は語る。

特許は国ごとに取得する必要があるため、海外展開を考えた場合にはビジネスを行う国で改めて特許出願する必要がある。特許出願にあたっては、すでにその国で同内容の特許が取られていなかなどを調査しなければならない。内外国の特許調査や特許文献、技術文献の取り寄せも日本アイアールは行っている。

「特許と技術に精通したスタッフが十分な調査、解析を行います。調査後に特許出願する場合には特許文献、技術文献の翻訳も行います。ただ言葉ができるだけではなく、技術を理解した上で翻訳ができなければ有効な特許取得はできません。これを知らないために、日本企業は海外の特許係争で弱いのです」と矢間氏は語る。



英文特許仕様書(明細書)作成『改善』マニュアル

日本語には曖昧な表現が多く、主語の省略も行われる。特に技術書や法的な書類には翻訳が困難な単語も登場する。それらの問題を解決できる翻訳者がいても、元の文書がわかりづらい日本語で書かれているようでは、翻訳文書はほとんど意味の分からぬものになってしまいがちだ。

「技術を知つていれば意訳ができますが、意訳してしまうと元文書との読み比べができるないと嫌う企業もあります。元の意味が分かづらいために企業側が対訳を望むために、直訳して特許出願明細書をつくる業者も少なくありません。しかし、海外では日本の曖昧さは通じないため、有効な特許とはならないのです。係争時に日本企業の主張が通りづら

い理由の一つとなっています」と矢間氏。日本アイアールでは、これらの問題を解決するために「英文特許仕様書(明細書)作成『改善』マニュアル」を作成し、問題点を指摘した上で有効な特許出願明細書のつくり方を解説している。

「物づくりの国」となった中国で特許を取得する意義

近年、海外特許取得の中でもウエイトが大きくなり、問題もあらわになっているのが中国特許だ。かつては日本企業が出願した特許は比較的スムーズに取得されていたが、国産技術強化を目指す中国の政策から、近年では事情が変わってきているという。

「審査官が特許出願明細書をきちんと読むようになり、審査も厳しくなりました。日本で難解な文章を直訳したような特許出願明細書では何度もやり直しが発生し、費用ばかり増えます。しかも日本企業から年間四万件の申請があるにもかかわらず、中国で日本語に精通した弁理士は少数しかいません。結果的に技術にも特許にも不案内な翻訳専門家によつて中国語に翻訳された特許出願明細書で出願されることが多いのです」と矢間氏は指摘する。

このような状況でも、長く日本企業が中国でビジネスを続けて来られたのは、アナログ

技術の時代だからだ。日本でつくつた部品を中国で組み立てる、というようなビジネスならば技術を盗まれる心配は少ない。複製されたとしても、商品の仕上がりに差があつた。しかしデジタル技術全盛となつた今、複製されるということは元と全く同じものができるという意味になる。

「中国側に技術を盗まれ、特許を取得されてしまったという例もあります。当然彼らの特許出願明細書は技術を的確な中国語で伝えたものです。日本企業が事前に取得した特許で戦つても、その特許出願明細書では意味が分からぬい、この発明は書かれていない、ということになってしまいます」と矢間氏は事例を挙げた。

この問題を防ぐために日本アイアールが取り組んでいるのが、技術に精通した中国人弁理士によるピアリングを通して、直接中国語で特許出願明細書を作成するサービスだ。技術を理解した上で、きちんとした書類を中国語で作成するため有効な特許が取得できる。

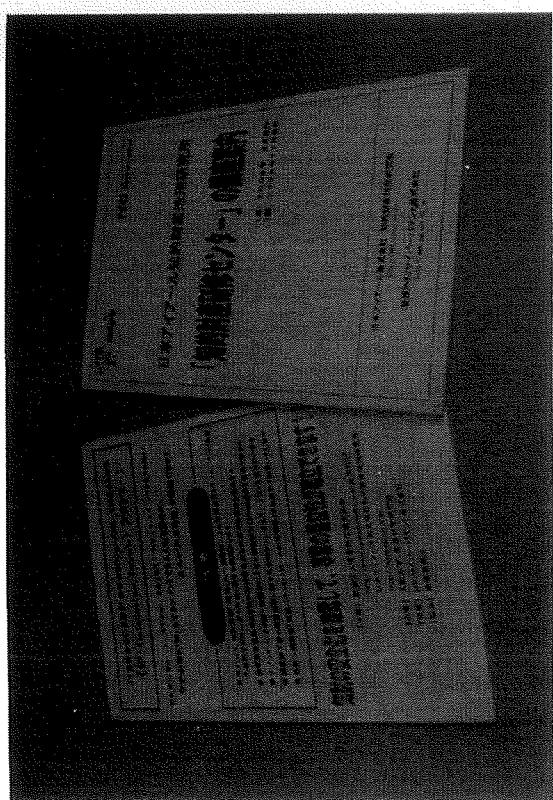
「アメリカの特許係争は、パテント料金を取るためのものが大半です。お金で解決できました。しかし物づくりの国となつた中国に特許係争で敗れるということは、市場を奪われるということになります。中小企業は一つの技術、一つの特許が命です。綿密な聞き取りが必要なので多数の案件をこなすことはできませんが、中小企業を守るために有効な

サービスだと自負しています」と矢間氏は語った。

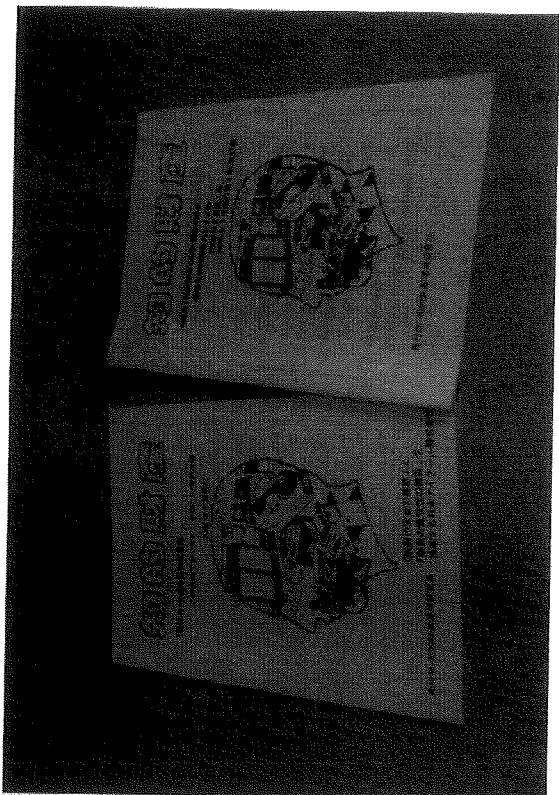
中小企業内に知財スペシャリストを育成

日本アイアールでは直接特許取得のサポートを行うだけでなく、中小企業を対象に知的財産に関する教育活動も行つてゐる。

中型企業でも社内に知的財産スペシャリストを抱えられるように育成するのは「IP（Intellectual Property）アカデミー」だ。対面講座とインターネット講座を併用して、半年間で知的財産の基礎知識から活用方法までを学ぶ。弁理士の作成した特許出願明細書のチェック方法や海外特許取得に関する知識



知的財産教育のカリキュラムが豊富に用意されている



知的財産に関する啓蒙のために無料配布冊子も刊行

が得られるセミナーだ。

「有用な取り組みだと評価をいただき、寄せが集まっています。来年には無料で受講できるようになります」と矢間氏。中小企業の優れた技術を守り、活用するための知識をぜひ身に付けて欲しいと矢間氏は力強く語る。

また、知的財産活用を推進するものとして「知的財産研修センター」として多彩なセミナーを提供している。知的財産の管理方法や活用方法はもちろん、発明を生み出すために有効な考え方として考案したフランタル思考「M C法」についてもセミナーがある。日本アイアルでは「M C法」を実践するソフトウェア「M E M O D A S」も提供している。

「日本の中小企業も積極的に発明し、特許を取得し、知的財産を活用しなければならない時代が来ています。日本市場には閉塞感があり、高い技術を持つ企業がいい商品をつくっても売れる数が限られています。しかし、中国をはじめとする海外には大きな市場があります。もちろん、日本でつくった製品を運んで売ったり、海外拠点を自社でつくって生産したりという方法では大きな利益は出しづらいでしょう。そこで登場するのが特許です。ライセンスを供与し、パテント料で収益を上げる。製品ではなく知的財産権を輸出する時代なのです」と矢間氏。中小企業こそが知的財産を活用すべきだという強い考えを持ち、日本アイアルでは年に数度、知的財産に関する話題をまとめた冊子を作成し、無料配布している。

中国と日本との間に二つの壁

中国这样一个大きな市場が目の前にありながら、日本企業の進出に失敗例が少なくなっているについて、矢間氏は二つの理由を挙げた。

「考え方の違いと、社会制度の違いという二つのハンデが日本企業にはあります。資本主義と社会主義という制度の違いにまず戸惑うわけですが、それはアメリカも同じです。

アメリカが成功できるのは、考え方方が近いからです。中国はアジアの中では欧米的な考え方方に近いので、日本企業はとまどうのでしょうか。たとえば契約書も日本企業のものは薄いですね。書いてないことは常識で判断しますし、問題が起つたら改めて話しまじょう、という文化がある。しかしアメリカや中国の契約書には、あらゆる問題を想定して対処方法やペナルティが明記されています。日本企業も言語と文化の違いを認識して、文書でしつかりと主張しなければなりません」（矢間氏）

文化的の違いは、ビジネスの上にも強く現れる。日本企業が試行錯誤を重ねた歴史の中で、中国で悪い状態をつくってしまったものに「偽物対策」がある。

「調査を進めるごとに料金が発生するため、支払いのたびに裏議を通す必要がある日本企業は結果が出るまでに時間がかかります。迅速に動かなかつたために調査が無駄になつたケースも多く、中国では日本企業の調査依頼を受ける腕のいい弁護士が少なくなつてしましました。たつた三〇人だった偽物づくりの集団が半年たてば三〇〇人の地場産業になつてしまつてしまうのです。日本企業にも迅速に結果が出せる体制を整えてもらいたいですね」と矢間氏は語る。日本アイドルでは信頼できる調査を行つたために、一九九二年に北京事務所を開設し、中国に独自の組織も構築した。

商習慣の違いや考え方の違いを乗り越え、日本の中小企業が中国に進出するためのさまざまなサポートを日本アイドルは用意している。しかも、中小企業自身が考え、判断するための教育にも注力している。

「小さな会社ですから、大規模な事業はできません。しかし小さな会社でもみんなが元気でいられて、必要とされる会社でありたいと考えています。できることは精いっぱいやりたい。身の丈にあつた活動を続けていきたいのです」と矢間氏は語る。

発明から特許取得、活用までトータルでカバーする日本アイドルのサポートで、中国ビジネスを順調に展開できる日本中小企業が増えそうだ。

Company Profile

設立年月：1974年10月
会社名：日本アイドル株式会社
代表取締役：矢間伸次
所在地：東京都新宿区荒木町5-4
TEL：03-3357-3467
E-MAIL：ir@nibon-id.co.jp
URL：<http://www.nibon-id.jp>

事業内容
・内外国特許文献・技術文献の取り寄せ
・内外国の特許調査（無効資料調査・侵害調査・先行技術調査）
・特許文献・技術文献等の翻訳
・知的財産教育事業（教材の開発・出版講座の実施）
・中国への特許・商標出願
・模倣品調査と対策商品
・知的財産総合コンサルティング事業
・特許出願管理ソフト（MASYS・PAシリーズ）